

二本松市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 63,447	千円 24,136,087	千円 252,686	千円 5,184,903	% 21.5	% 21.5

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

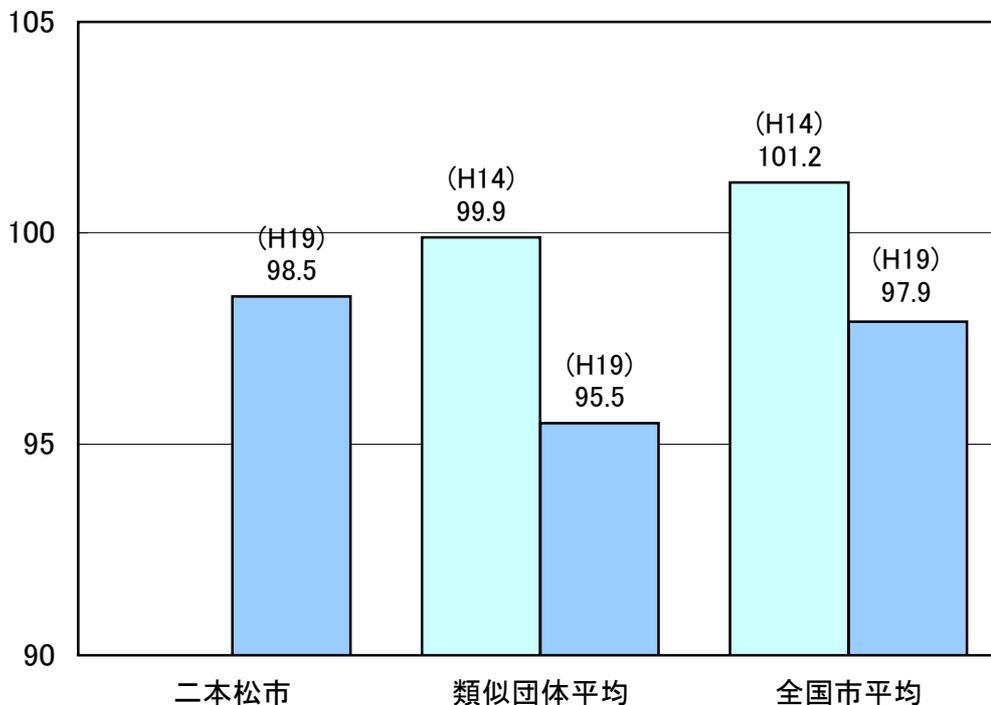
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 551	千円 2,276,314	千円 354,457	千円 921,796	千円 3,552,567	千円 6,447	千円 6,032

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、19年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成17年12月1日に新設合併しました(二本松市・安達町・岩代町・東和町)ので、合併前(平成16年度以前)の実績による給与に関する数値については、記載しておりません。

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(19年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
二本松市	43.6 歳	347,381 円	408,649 円	384,119 円
福島県	43.2 歳	354,800 円	417,032 円	388,852 円
国	40.7 歳	325,724 円	—	383,541 円
類似団体	43.6 歳	337,098 円	394,193 円	365,471 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
二本松市	50.2 歳	36 人	321,863 円	347,073 円	339,206 円	—	—	—	—
うち用務員	49.5 歳	13 人	305,946 円	324,908 円	327,211 円	用務員	53.9 歳	225,900 円	1.43
うち運転手	53.7 歳	11 人	364,581 円	410,452 円	394,928 円	自家用乗用自動車運転手	55.4 歳	259,600 円	1.58
うち調理員	47.5 歳	9 人	301,622 円	310,544 円	312,248 円	調理士	43.4 歳	255,300 円	1.21
福島県	49.5 歳	455 人	367,300 円	410,533 円	392,366 円	—	—	—	—
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	—	320,514 円	—	—	—	—
類似団体	48.3 歳	67 人	292,657 円	317,883 円	305,183 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
二本松市	—	—	—
うち用務員	5,264,789 円	3,227,400 円	1.63
うち運転手	6,658,117 円	3,938,300 円	1.69
うち調理員	5,051,290 円	3,475,300 円	1.45

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成17～19年の3年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当り、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された、期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
二本松市	47.4 歳	375,039 円	397,192 円
福島県	43.3 歳	395,900 円	444,713 円
類似団体	43.3 歳	329,158 円	352,567 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 平均年齢は10進法により算出している。

(2) 職員の初任給の状況(19年4月1日現在)

区 分		二本松市	福島県	国
一般行政職	大学卒	170,200 円	176,800 円	170,200 円
	高校卒	138,400 円	142,800 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	134,400 円	151,050 円	—
	中学卒	116,800 円	135,900 円	—
小・中学校 (幼稚園)教育職	大学卒	170,200 円	197,400 円	—
	短大卒	151,000 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(19年4月1日現在)

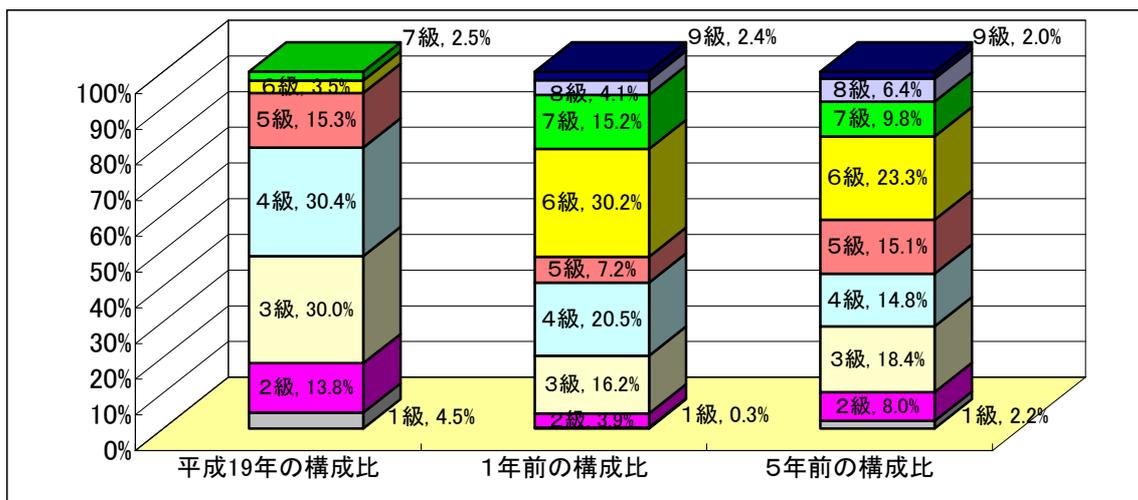
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	269,500 円	317,600 円	381,000 円
	高校卒	222,400 円	272,800 円	321,000 円
技能労務職	高校卒	在職者なし	268,500 円	281,900 円
	中学卒	在職者なし	在職者なし	在職者なし
小・中学校 (幼稚園)教育職	大学卒	在職者なし	在職者なし	在職者なし
	短大卒	在職者なし	300,400 円	321,400 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師、保育士、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士又は教諭の職務	18 人	4.5 %
2 級	主任主事、主任技師、主任保育士、主任保健師、主任看護師、主任栄養士、主任歯科衛生士又は主任教諭の職務	56 人	13.8 %
3 級	1 主査又は係長の職務 2 職務の内容及び責任の程度がこれらと同等と認められる職務	121 人	30.0 %
4 級	1 係長又は主幹の職務 2 出先機関(住民センター及び公民館を除く。)の長の職務 3 職務の内容及び責任の程度がこれらと同等と認められる職務	123 人	30.4 %
5 級	1 課長、室長、住民センター所長又は主任主幹の職務 2 議会の事務局の次長の職務 3 教育委員会の事務局の課長又は公民館長の職務 4 行政委員会(教育委員会を除く。以下同じ。)の事務局の長の職務 5 職務の内容及び責任の程度がこれらと同等と認められる職務	62 人	15.3 %
6 級	1 部長、支所長、福祉事務所長又は参事の職務 2 議会の事務局の長の職務 3 教育委員会の事務局の教育部長の職務 4 職務の内容及び責任の程度がこれらと同等と認められる職務	14 人	3.5 %
7 級	1 部長、支所長、福祉事務所長又は首席参事の職務 2 議会の事務局の長の職務 3 教育委員会の事務局の教育部長の職務	10 人	2.5 %

(注) 1 二本松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

二本松市	福島県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,672 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,806 千円	—
(18年度支給割合) 期末手当 2.95 月分 (1.55)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.725)月分	(18年度支給割合) 期末手当 2.95 月分 (1.55)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(19年4月1日現在)

二本松市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	16,903 千円	24,764 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	11,280 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	11,280,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	0.2 %		
手当の種類(手当数)	1 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
国民健康保険診療所 医師診療手当	国民健康保険診療所に勤務する 医師	診療業務	(月額) 950,000 円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	144,080 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	261 千円
支給実績(17年度決算)	190,760 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	336 千円

(5) その他の手当(19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 【支給額】 1名につき6,000円～13,000円(月額)	同じ	—	67,402 千円	215,342 円
住居手当	①借家等に居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 ②自宅に居住している世帯主の職員 【支給額】 ①上限27,000円 ②上限3,500円	異なる	自宅等の場合新築、購入から5年経過後も支給(県準拠)	27,507 千円	99,303 円
通勤手当	徒歩により通勤するものとした場合の距離が2km以上で ①交通機関を利用し運賃等を負担している職員 ②自動車等により通勤している職員 【支給額】 ①運賃相当額(55,000円を超えた場合は、超える額の1/2を加算) ②2,300円～44,900円(月額)	異なる	運賃相当額が55,000円超の場合、超える額の1/2を加算(県準拠)	33,037 千円	71,354 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある職員 【支給額】 給料月額100分の25を超えない範囲(4級第4種48,900円～7級第1種77,900円)	異なる	国の基準を基本に、各職階ごとの金額を算出	50,524 千円	515,551 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、規則で定める公署及び区域に在勤する職員 【支給額】 基準日における公署、区域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	同じ	—	18,490 千円	44,879 円

5 特別職の報酬等の状況(19年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	市長	679,000 円 (970,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 1,020,000 円 / 679,000 円
	副市長	658,750 円 (775,000 円)	822,000 円 / 542,000 円
報酬	議長	445,000 円	551,000 円 / 305,000 円
	副議長	395,000 円	507,000 円 / 250,000 円
	議員	375,000 円	475,000 円 / 240,000 円
期末手当	市長	(18年度支給割合)	
	副市長	3.35 月分	
退職手当	議長	(18年度支給割合)	
	副議長	3.35 月分	
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×48/100	15,644,160 円 任期毎
	備考	給料月額×在職月数×29/100	9,169,800 円 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

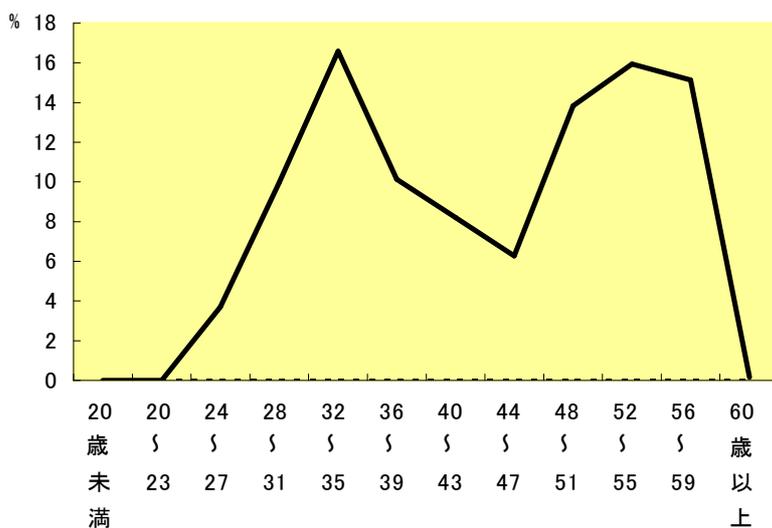
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成18年	平成19年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	…合併後調整事務縮小による減 等 …支所税務職員の減 …事務整理による減 等 …中心市街地活性化推進に伴う業務増 …技術職員退職者不補充による減
		総務	137	133	▲ 4	
		税務	35	32	▲ 3	
		農水	44	42	▲ 2	
		商工	21	22	1	
		土木	70	68	▲ 2	
		民生	96	96	0	
	衛生	30	30	0		
	計	439	429	▲ 10	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.62 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 70.36 人)	
	教育部門	129	123	▲ 6	事務整理及び幼稚園退職者不補充による減	
消防部門	0	0	0	—		
小計	568	552	▲ 16	<参考> 人口1万人当たり職員数 87.00 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 94.80 人)		
公営企業等部門	病院	3	3	0	} 事務整理による減	
	水道	28	26	▲ 2		
	交通	0	0	0		
	下水道	18	15	▲ 3		
	その他	27	25	▲ 2		
小計	76	69	▲ 7			
合計		644	621	▲ 23	<参考> 人口1万人当たり職員数 97.88 人	
		[656]	[656]	[—]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(19年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	0	23	62	103	63	51	39	86	99	94	1	621

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
667 人	587 人	▲ 80 人	▲ 12.0 %

(注) 職員数には教育長(1名)を含んでいません。

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～19年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	数値目標
一般行政	職員数	453	439	429				—	—
	増減		▲ 14	▲ 10				▲ 24 (—%)	—
教 育	職員数	133	129	123				—	—
	増減		▲ 4	▲ 6				▲ 10 (—%)	—
消 防	職員数	0	0					—	—
	増減		0					0 (—%)	—
公営企業 等 会 計	職員数	81	76	69				—	—
	増減		▲ 5	▲ 7				▲ 12 (—%)	—
計	職員数	667	644	621				—	587
	増減		▲ 23	▲ 23				▲ 46 (57.5%)	▲ 80

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
18年度	868,116	▲ 35,958	125,799	14.4	13.5

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	21	78,820	15,180	31,799	125,799	5,990

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,971

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(19年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
二本松市	41.4 歳	322,920 円	499,206 円
全国平均	45.3 歳	375,666 円	572,943 円
事業者	一 歳	—	— 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 全国平均とは、全国各市町村の平均である。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業 (二本松市)		一般行政職 (二本松市)	
1人当たり平均支給額(18年度) 1,514 千円		1人当たり平均支給額(18年度) 1,672 千円	
(18年度支給割合) 期末手当 2.95 月分 (1.55)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.725)月分		(18年度支給割合) 期末手当 2.95 月分 (1.55)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.725)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20%	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(19年4月1日現在)

水道事業 (二本松市)			一般行政職 (二本松市)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	16,903 千円	24,764 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	8,163 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	388 千円
支給実績(17年度決算)	9,140 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	435 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当(19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 【支給額】 1名につき6,000円~13,000円(月額)	同じ	—	2,556 千円	232,364 円
住居手当	①借家等に居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 ②自宅に居住している世帯主の職員 【支給額】 ①上限27,000円 ②上限3,500円	同じ	—	1,859 千円	232,375 円
通勤手当	徒歩により通勤するものとした場合の距離が2km以上で ①交通機関を利用し運賃等を負担している職員 ②自動車等により通勤している職員 【支給額】 ①運賃相当額(55,000円を超えた場合は、超える額の1/2を加算) ②2,300円~44,900円(月額)	同じ	—	808 千円	50,500 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある職員 【支給額】 給料月額100分の25を超えない範囲 (4級第4種48,900円~7級第1種77,900円)	同じ	—	1,262 千円	631,000 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、規則で定める公署及び区域に在勤する職員 【支給額】 基準日における公署、区域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	同じ	—	533 千円	38,071 円

④定員管理の数値目標及び進捗状況 ※二本松市において策定

ア 平成17年4月1日~平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
人	人	人	%

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

→6(3)②を参照

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
18年度	千円 620,524	千円 0	千円 66,761	% 10.7	% 11.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費	B/A
18年度	人 10	千円 43,778	千円 5,174	千円 17,809	千円 66,761	千円 6,676	

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,971

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(19年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
二本松市	46.4 歳	380,283 円	556,341 円
全国平均	44.4 歳	373,334 円	571,401 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 全国平均とは、全国各市町村の平均である。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業 (二本松市)		一般行政職 (二本松市)	
1人当たり平均支給額(18年度) 1,780 千円		1人当たり平均支給額(18年度) 1,672 千円	
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当 2.95 月分 (1.55)月分	勤勉手当 1.45 月分 (0.725)月分	期末手当 2.95 月分 (1.55)月分	勤勉手当 1.45 月分 (0.725)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20%	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(19年4月1日現在)

下水道事業 (二本松市)			一般行政職 (二本松市)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	16,903 千円	24,764 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	1,600 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	160 千円
支給実績(17年度決算)	5,416 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	541 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当(19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 【支給額】 1名につき6,000円~13,000円(月額)	同じ	—	1,856 千円	309,333 円
住居手当	①借家等に居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 ②自宅に居住している世帯主の職員 【支給額】 ①上限27,000円 ②上限3,500円	同じ	—	350 千円	116,667 円
通勤手当	徒歩により通勤するものとした場合の距離が2km以上で ①交通機関を利用し運賃等を負担している職員 ②自動車等により通勤している職員 【支給額】 ①運賃相当額(55,000円を超えた場合は、超える額の1/2を加算) ②2,300円~44,900円(月額)	同じ	—	514 千円	64,250 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある職員 【支給額】 給料月額100分の25を超えない範囲(4級第4種48,900円~7級第1種77,900円)	同じ	—	556 千円	556,000 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、規則で定める公署及び区域に在勤する職員 【支給額】 基準日における公署、区域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	同じ	—	298 千円	49,667 円

④定員管理の数値目標及び進捗状況 ※二本松市において策定

ア 平成17年4月1日~平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
人	人	人	%

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

→6(3)②を参照